

# 用語の解説

## ● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

## ● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

## ● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

## ● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の入院者の集まり
- (6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

## ● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## ● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所のことです。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、または3か月以上にわたって住むことになっている場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村に常住……常住地が従業している市区町村と同一の市区町村にある場合  
「自宅」と「自宅外」の場合があります。

他市区町村に常住……常住地が従業している市区町村以外にある場合  
(これは、いわゆる従業地に流入している人口を示すものとなっています。)

自市内他区………常住地が20大都市（注）にある者で、同じ市（都）内の他の区に常住地がある場合  
県内他市区町村………常住地が従業先と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合  
他県………常住地が従業先と異なる都道府県にある場合

(注)東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

## ● 従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業……従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合  
自宅………従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外………常住地と同じ市区町村に従業先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業……従業先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。

自市内他区……………常住地が20大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地がある場合

例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地がある場合

県内他市区町村……………従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例）常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地がある場合

他県……………従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

#### 《注意点》

1 他市区町村に従業するということは、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

2 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。

3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」として扱います。

この従業地については、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

#### ● 就業者

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

#### ● 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

【平成22年変更内容】平成22年調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、以下のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更しました。

雇用者 — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員 — 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員 — 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他 — ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 — 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## ● 産業

産業とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。（P.101～104 「平成22年国勢調査に用いる産業分類」を御参照ください。）

【平成22年変更内容】平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- (3) 報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は次によっています。

第1次産業 — A農業、林業 B漁業

第2次産業 — C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業 — F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業（他に分類されないもの）  
S公務（他に分類されるものを除く）

## ● 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事有二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。（P.105～107 「平成22年国勢調査に用いる職業分類」を御参照ください。）

【平成22年変更内容】

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

平成22年国勢調査に用いる産業分類

大分類、中分類及び小分類の3段階から構成され、大分類は20項目、中分類は82項目、小分類は253項目に区分されています。これらの分類項目は、大分類はA、B、C……Tのアルファベットで、中分類は(1)、(2)、(3)……、小分類は1、2、3……の一連番号で示されています。

詳しい定義や内容例示については、総務省統計局の「平成22年国勢調査に用いる産業分類」を御参照ください。

<p><b>A 農業、林業</b></p> <p>(1) 農業</p> <p>1 農業（農業サービス業を除く）</p> <p>2 農業サービス業</p> <p>(2) 林業</p> <p>3 林業</p> <p><b>B 漁業</b></p> <p>(3) 漁業（水産養殖業を除く）</p> <p>4 漁業（水産養殖業を除く）</p> <p>(4) 水産養殖業</p> <p>5 水産養殖業</p> <p><b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b></p> <p>(5) 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>6 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p><b>D 建設業</b></p> <p>(6) 建設業</p> <p>7 建設業</p> <p><b>E 製造業</b></p> <p>(7) 食料品製造業</p> <p>8 畜産食料品製造業</p> <p>9 水産食料品製造業</p> <p>10 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業</p> <p>11 調味料製造業</p> <p>12 糖類製造業</p> <p>13 精穀・製粉業</p> <p>14 パン・菓子製造業</p> <p>15 動植物油脂製造業</p> <p>16 めん類製造業</p> <p>17 その他の食料品製造業</p> <p>(8) 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>18 清涼飲料製造業</p> <p>19 酒類製造業</p> <p>20 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>21 製氷業</p> <p>22 たばこ製造業</p> <p>23 飼料・有機質肥料製造業</p> <p>(9) 繊維工業</p> <p>24 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業</p> <p>25 織物業</p> <p>26 ニット生地製造業</p> <p>27 染色整理業</p> <p>28 綱・網・レース・繊維粗製品製造業</p> <p>29 衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>30 その他の繊維製品製造業</p>	<p>(10) 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>31 製材業、木製品製造業</p> <p>32 造作材・合板・建築用組立材料製造業</p> <p>33 木製容器製造業（竹、とうを含む）</p> <p>34 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）</p> <p>(11) 家具・装備品製造業</p> <p>35 家具製造業</p> <p>36 建具製造業</p> <p>37 その他の家具・装備品製造業</p> <p>(12) パルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>38 パルプ・紙製造業</p> <p>39 紙製容器製造業</p> <p>40 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>(13) 印刷・同関連業</p> <p>41 印刷業</p> <p>42 製本業、印刷物加工業</p> <p>43 印刷関連サービス業</p> <p>(14) 化学工業</p> <p>44 化学肥料製造業</p> <p>45 化学工業製品製造業</p> <p>46 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業</p> <p>47 医薬品製造業</p> <p>48 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業</p> <p>49 その他の化学工業</p> <p>(15) 石油製品・石炭製品製造業</p> <p>50 石油精製業</p> <p>51 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>(16) プラスチック製品製造業（*別掲を除く）</p> <p>52 プラスチック製品製造業（*別掲を除く）</p> <p>(17) ゴム製品製造業</p> <p>53 タイヤ・チューブ製造業</p> <p>54 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>55 その他のゴム製品製造業</p> <p>(18) なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>56 革製履物・同材料・同附属品製造業</p> <p>57 かばん・袋物製造業</p> <p>58 その他のなめし革製品・毛皮製造業</p> <p>(19) 窯業・土石製品製造業</p> <p>59 ガラス・同製品製造業</p> <p>60 セメント・同製品製造業</p> <p>61 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）</p> <p>62 陶磁器・同関連製品製造業</p> <p>63 その他の窯業・土石製品製造業</p>
---	---

(注) \*別掲については、総務省統計局の日本標準産業分類を参照のこと。

平成22年国勢調査に用いる産業分類（つづき）

<p>(20) 鉄鋼業 64 鉄鋼業</p> <p>(21) 非鉄金属製造業 65 非鉄金属製造業</p> <p>(22) 金属製品製造業 66 金属製品製造業</p> <p>(23) はん用機械器具製造業 67 ボイラ・原動機製造業 68 ポンプ・圧縮機器製造業 69 一般産業用機械・装置製造業 70 その他のはん用機械・同部分品製造業</p> <p>(24) 生産用機械器具製造業 71 農業・建設・鉱山機械製造業 72 生活関連産業用機械製造業 73 基礎素材産業用機械製造業 74 金属加工機械製造業 75 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 76 その他の生産用機械・同部分品製造業</p> <p>(25) 業務用機械器具製造業 77 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業 78 医療用機械器具・医療用品製造業 79 光学機械器具・レンズ製造業 80 その他の業務用機械器具製造業</p> <p>(26) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 81 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>(27) 電気機械器具製造業 82 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 83 民生用電気機械器具製造業 84 電子応用装置製造業 85 電気計測器製造業 86 その他の電気機械器具製造業</p> <p>(28) 情報通信機械器具製造業 87 通信機械器具・同関連機械器具製造業 88 映像・音響機械器具製造業 89 電子計算機・同附属装置製造業</p> <p>(29) 輸送用機械器具製造業 90 自動車・同附属品製造業 91 鉄道車両・同部分品製造業 92 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 93 航空機・同附属品製造業 94 その他の輸送用機械器具製造業</p> <p>(30) その他の製造業 95 装身具・装飾品等製造業（貴金属・宝石製を含む） 96 時計・同部分品製造業 97 楽器製造業 98 がん具・運動用具製造業 99 他に分類されない製造業</p>	<p><b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b> (31) 電気・ガス・熱供給・水道業 100 電気業 101 ガス業 102 熱供給業 103 水道業</p> <p><b>G 情報通信業</b> (32) 通信業 104 電気通信業 105 電気通信に付帯するサービス業</p> <p>(33) 放送業 106 放送業</p> <p>(34) 情報サービス業 107 ソフトウェア業 108 情報処理・提供サービス業</p> <p>(35) インターネット付随サービス業 109 インターネット付随サービス業</p> <p>(36) 映像・音声・文字情報制作業 110 映像・音声情報制作業 111 新聞業 112 出版業 113 広告制作業 114 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業</p> <p><b>H 運輸業、郵便業</b> (37) 鉄道業 115 鉄道業</p> <p>(38) 道路旅客運送業 116 道路旅客運送業</p> <p>(39) 道路貨物運送業 117 道路貨物運送業</p> <p>(40) 水運業 118 水運業</p> <p>(41) 航空運輸業 119 航空運輸業</p> <p>(42) 倉庫業 120 倉庫業</p> <p>(43) 運輸に付帯するサービス業 121 運輸に付帯するサービス業</p> <p>(44) 郵便業(信書便事業を含む) 122 郵便業(信書便事業を含む)</p> <p><b>I 卸売業、小売業</b> (45) 卸売業 123 各種商品卸売業 124 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く） 125 衣服卸売業 126 身の回り品卸売業 127 農畜産物・水産物卸売業</p>
--	---

平成22年国勢調査に用いる産業分類（つづき）

128 食料・飲料卸売業	166 協同組織金融業
129 建築材料卸売業	167 非預金信用機関
130 化学製品卸売業	168 金融商品取引業、商品先物取引業
131 石油・鉱物卸売業	169 保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む）
132 金属材料卸売業	<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>
133 再生資源卸売業	(52) 不動産業
134 自動車卸売業	170 不動産取引業
135 電気機械器具卸売業	171 不動産賃貸業・管理業 （*別掲を除く）
136 その他の機械器具卸売業	172 貸家業、貸間業
137 家具・建具・じゅう器等卸売業	173 駐車場業
138 医薬品・化粧品等卸売業	(53) 物品賃貸業
139 紙・紙製品卸売業	174 物品賃貸業
140 その他の卸売業	<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>
(46) 各種商品小売業	(54) 学術・開発研究機関
141 各種商品小売業	175 学術・開発研究機関
(47) 織物・衣服・身の回り品小売業	(55) 専門サービス業(他に分類されないもの)
142 呉服・服地・寝具小売業	176 法律事務所、特許事務所
143 男子・婦人・子供服小売業	177 公証人役場、司法書士事務所、 土地家屋調査士事務所
144 靴・履物小売業	178 行政書士事務所
145 その他の織物・衣服・ 身の回り品小売業	179 公認会計士事務所、 税理士事務所
(48) 飲食料品小売業	180 社会保険労務士事務所
146 各種食料品小売業	181 デザイン業
147 野菜・果実小売業	182 経営コンサルタント業、 純粋持株会社
148 食肉小売業	183 その他の専門サービス業
149 鮮魚小売業	(56) 広告業
150 酒小売業	184 広告業
151 菓子・パン小売業	(57) 技術サービス業（他に分類されないもの）
152 料理品小売業	185 獣医業
153 その他の飲食料品小売業	186 土木建築サービス業
(49) 機械器具小売業	187 機械設計業
154 自動車小売業	188 商品・非破壊検査業
155 自転車小売業	189 写真業
156 機械器具小売業 （自動車、自転車を除く）	190 その他の技術サービス業
(50) その他の小売業	<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>
157 家具・建具・畳小売業	(58) 宿泊業
158 じゅう器小売業	191 宿泊業
159 医薬品・化粧品小売業	(59) 飲食店
160 燃料小売業	192 食堂、そば・すし店
161 書籍・文房具小売業	193 酒場、ビヤホール、バー、 キャバレー、ナイトクラブ
162 スポーツ用品・がん具・ 娯楽用品・楽器小売業	194 喫茶店
163 写真機・時計・眼鏡小売業	195 その他の飲食店
164 他に分類されない小売業	(60) 持ち帰り・配達飲食サービス業
<b>J 金融業、保険業</b>	196 持ち帰り飲食サービス業
(51) 金融業、保険業	197 配達飲食サービス業
165 銀行業	

(注) \*別掲については、総務省統計局の日本標準産業分類を参照のこと。

平成22年国勢調査に用いる産業分類（つづき）

<p><b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b></p> <p>(61) 洗濯・理容・美容・浴場業 198 洗濯業 199 理容業 200 美容業 201 浴場業 202 その他の洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>(62) その他の生活関連サービス業 203 旅行業 204 家事サービス業 205 衣服裁縫修理業 206 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業 他に分類されない 207 生活関連サービス業</p> <p>(63) 娯楽業 208 興行場（*別掲を除く）、興行団 209 競輪・競馬等の競走場、競技団 210 スポーツ施設提供業、公園、遊園地 211 遊戯場 212 その他の娯楽業</p> <p><b>O 教育、学習支援業</b></p> <p>(64) 学校教育 213 学校教育（専修学校、各種学校を除く） 214 専修学校、各種学校 215 学校教育支援機関</p> <p>(65) その他の教育、学習支援業 216 社会教育 217 職業・教育支援施設 218 学習塾 219 教育・技能教授業 220 他に分類されない教育、学習支援業</p> <p><b>P 医療、福祉</b></p> <p>(66) 医療業 221 病院 222 一般診療所 223 歯科診療所 224 療術業 225 その他の医療業</p> <p>(67) 保健衛生 226 保健所、健康相談施設 227 その他の保健衛生</p> <p>(68) 社会保険・社会福祉・介護事業 228 社会保険事業団体、福祉事務所 229 児童福祉事業</p>	<p>230 老人福祉・介護事業 （訪問介護事業を除く） 231 障害者福祉事業 232 訪問介護事業 233 その他の社会保険・ 社会福祉・介護事業</p> <p><b>Q 複合サービス事業</b></p> <p>(69) 郵便局 234 郵便局</p> <p>(70) 協同組合（他に分類されないもの） 235 協同組合（他に分類されないもの）</p> <p><b>R サービス業（他に分類されないもの）</b></p> <p>(71) 廃棄物処理業 236 廃棄物処理業</p> <p>(72) 自動車整備業 237 自動車整備業</p> <p>(73) 機械等修理業（*別掲を除く） 238 機械修理業（電気機械器具を除く） 239 電気機械器具修理業 240 その他の修理業</p> <p>(74) 職業紹介・労働者派遣業 241 職業紹介業 242 労働者派遣業</p> <p>(75) その他の事業サービス業 243 建物サービス業 244 警備業 245 他に分類されない事業サービス業</p> <p>(76) 政治・経済・文化団体 246 政治・経済・文化団体</p> <p>(77) 宗教 247 宗教</p> <p>(78) その他のサービス業 248 その他のサービス業</p> <p>(79) 外国公務 249 外国公務</p> <p><b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b></p> <p>(80) 国家公務 250 国家公務</p> <p>(81) 地方公務 251 都道府県機関 252 市町村機関</p> <p><b>T 分類不能の産業</b></p> <p>(82) 分類不能の産業 253 分類不能の産業</p>
--	--

(注) \*別掲については、総務省統計局の日本標準産業分類を参照のこと。

平成22年国勢調査に用いる職業分類

大分類、中分類及び小分類の3段階から構成され、大分類は12項目、中分類は57項目、小分類は232項目に区分されています。これらの分類項目は、大分類はA、B、C……Lのアルファベットで、中分類は(1)、(2)、(3)……、小分類は1、2、3……の一連番号で示されています。

詳しい定義や内容例示については、総務省統計局「平成22年国勢調査に用いる職業分類」を御参照ください。

<p><b>A 管理的職業従事者</b></p> <p>(1) 管理的公務員</p> <p>1 管理的公務員</p> <p>(2) 法人・団体役員</p> <p>2 会社役員</p> <p>3 その他の法人・団体役員</p> <p>(3) その他の管理的職業従事者</p> <p>4 法人・団体管理的職業従事者</p> <p>5 他に分類されない管理的職業従事者</p> <p><b>B 専門的・技術的職業従事者</b></p> <p>(4) 研究者</p> <p>6 自然科学系研究者</p> <p>7 人文・社会科学系等研究者</p> <p>(5) 技術者</p> <p>8 農林水産・食品技術者</p> <p>9 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)</p> <p>10 機械技術者</p> <p>11 輸送用機器技術者</p> <p>12 金属技術者</p> <p>13 化学技術者</p> <p>14 建築技術者</p> <p>15 土木・測量技術者</p> <p>16 システムコンサルタント・設計者</p> <p>17 ソフトウェア作成者</p> <p>18 その他の情報処理・通信技術者</p> <p>19 その他の技術者</p> <p>(6) 保健医療従事者</p> <p>20 医師</p> <p>21 歯科医師</p> <p>22 獣医師</p> <p>23 薬剤師</p> <p>24 保健師</p> <p>25 助産師</p> <p>26 看護師(准看護師を含む)</p> <p>27 診療放射線技師</p> <p>28 臨床検査技師</p> <p>29 理学療法士、作業療法士</p> <p>30 視能訓練士、言語聴覚士</p> <p>31 歯科衛生士</p> <p>32 歯科技工士</p> <p>33 栄養士</p> <p>34 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師</p> <p>35 その他の保健医療従事者</p> <p>(7) 社会福祉専門職業従事者</p> <p>36 保育士</p> <p>37 その他の社会福祉専門職業従事者</p> <p>(8) 法務従事者</p> <p>38 裁判官、検察官、弁護士</p> <p>39 弁理士、司法書士</p> <p>40 その他の法務従事者</p>	<p>(9) 経営・金融・保険専門職業従事者</p> <p>41 公認会計士</p> <p>42 税理士</p> <p>43 社会保険労務士</p> <p>44 その他の経営・金融・ 保険専門職業従事者</p> <p>(10) 教員</p> <p>45 幼稚園教員</p> <p>46 小学校教員</p> <p>47 中学校教員</p> <p>48 高等学校教員</p> <p>49 特別支援学校教員</p> <p>50 大学教員</p> <p>51 その他の教員</p> <p>(11) 宗教家</p> <p>52 宗教家</p> <p>(12) 著述家、記者、編集者</p> <p>53 著述家</p> <p>54 記者、編集者</p> <p>(13) 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者</p> <p>55 彫刻家、画家、工芸美術家</p> <p>56 デザイナー</p> <p>57 写真家、映像撮影者</p> <p>(14) 音楽家、舞台芸術家</p> <p>58 音楽家</p> <p>59 舞踊家、俳優、演出家、演芸家</p> <p>(15) その他の専門的職業従事者</p> <p>60 図書館司書、学芸員</p> <p>61 個人教師(音楽)</p> <p>62 個人教師(舞踊、俳優、演出、演芸)</p> <p>63 個人教師(スポーツ)</p> <p>64 個人教師(学習指導)</p> <p>65 個人教師(他に分類されないもの)</p> <p>66 職業スポーツ従事者</p> <p>67 通信機器操作従事者</p> <p>68 他に分類されない専門的職業従事者</p> <p><b>事務従事者</b></p> <p><b>C</b> (16) 一般事務従事者</p> <p>69 庶務・人事事務員</p> <p>70 受付・案内事務員</p> <p>71 電話応接事務員</p> <p>72 総合事務員</p> <p>73 その他の一般事務従事者</p> <p>(17) 会計事務従事者</p> <p>74 会計事務従事者</p> <p>(18) 生産関連事務従事者</p> <p>75 生産関連事務従事者</p> <p>(19) 営業・販売事務従事者</p> <p>76 営業・販売事務従事者</p> <p>(20) 外勤事務従事者</p> <p>77 集金人</p>
--	---



平成22年国勢調査に用いる職業分類（つづき）

78 調査員	(32) 居住施設・ビル等管理人
79 その他の外勤事務従事者	117 マンション・アパート・ 下宿・寄宿舎・寮管理人
(21) 運輸・郵便事務従事者	118 ビル管理人
80 運輸事務員	119 駐車場管理人
81 郵便事務員	(33) その他のサービス職業従事者
(22) 事務用機器操作員	120 旅行・観光案内人
82 パーソナルコンピュータ操作員	121 物品一時預り人
83 データ・エントリー装置操作員	122 物品賃貸人
84 その他の事務用機器操作員	123 広告宣伝員
<b>D 販売従事者</b>	124 葬儀師、火葬作業員
(23) 商品販売従事者	125 他に分類されないサービス職業従事者
85 小売店主・店長	<b>F 保安職業従事者</b>
86 卸売店主・店長	(34) 保安職業従事者
87 販売店員	126 自衛官
88 商品訪問・移動販売従事者	127 警察官、海上保安官
89 再生資源回収・卸売従事者	128 看守、その他の司法警察職員
90 商品仕入外交員	129 消防員
(24) 販売類似職業従事者	130 警備員
91 不動産仲介・売買人	131 他に分類されない保安職業従事者
92 保険代理・仲立人（ブローカー）	<b>G 農林漁業従事者</b>
93 その他の販売類似職業従事者	(35) 農業従事者
(25) 営業職業従事者	132 農耕従事者
94 医薬品営業職業従事者	133 養畜従事者
95 機械器具・通信・ システム営業職業従事者	134 植木職、造園師
96 金融・保険営業職業従事者	135 その他の農業従事者
97 不動産営業職業従事者	(36) 林業従事者
98 その他の営業職業従事者	136 育林従事者
<b>E サービス職業従事者</b>	137 伐木・造材・集材従事者
(26) 家庭生活支援サービス職業従事者	138 その他の林業従事者
99 家政婦（夫）、家事手伝い	(37) 漁業従事者
100 その他の家庭生活支援 サービス職業従事者	139 漁労従事者
(27) 介護サービス職業従事者	140 船長・航海士・機関長・ 機関士（漁労船）
101 介護職員（医療・福祉施設等）	141 海藻・貝採取従事者
102 訪問介護従事者	142 水産養殖従事者
(28) 保健医療サービス職業従事者	143 その他の漁業従事者
103 看護助手	<b>H 生産工程従事者</b>
104 その他の保健医療サービス職業従事者	(38) 製品製造・加工処理従事者（金属製品）
(29) 生活衛生サービス職業従事者	144 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
105 理容師	145 鋳物製造・鍛造従事者
106 美容師	146 金属工作機械作業従事者
107 美容サービス従事者（美容師を除く）	147 金属プレス従事者
108 浴場従事者	148 鉄工、製缶従事者
109 クリーニング職、洗張職	149 板金従事者
(30) 飲食物調理従事者	150 金属彫刻・表面処理従事者
110 調理人	151 金属溶接・溶断従事者
111 バーテンダー	152 その他の製品製造・加工処理従事者 （金属製品）
(31) 接客・給仕職業従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）
112 飲食店主・店長	153 化学製品製造従事者
113 旅館主・支配人	154 窯業・土石製品製造従事者
114 飲食物給仕・身の回り世話従事者	155 食料品製造従事者
115 接客社交従事者	156 飲料・たばこ製造従事者
116 娯楽場等接客員	157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類（つづき）

158 木・紙製品製造従事者	(49) 定置・建設機械運転従事者
159 印刷・製本従事者	198 発電員、変電員
160 ゴム・プラスチック製品製造従事者	199 ボイラー・オペレーター
161 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	200 クレーン・ウインチ運転従事者
(40) 機械組立従事者	201 建設・さく井機械運転従事者
162 はん用・生産用・ 業務用機械器具組立従事者	202 その他の定置・建設機械運転従事者
163 電気機械器具組立従事者	<b>J 建設・採掘従事者</b>
164 自動車組立従事者	(50) 建設・土木作業従事者
165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	203 型枠大工
166 計量計測機器・光学機械器具 組立従事者	204 とび職
(41) 機械整備・修理従事者	205 鉄筋作業従事者
167 はん用・生産用・業務用 機械器具整備・修理従事者	206 大工
168 電気機械器具整備・修理従事者	207 ブロック積・タイル張従事者
169 自動車整備・修理従事者	208 屋根ふき従事者
170 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	209 左官
171 計量計測機器・光学機械 器具整備・修理従事者	210 量職
(42) 製品検査従事者	211 配管従事者
172 金属製品検査従事者	212 土木従事者
173 化学製品検査従事者	213 鉄道線路工事従事者
174 窯業・土石製品検査従事者	214 その他の建設・土木作業従事者
175 食料品検査従事者	(51) 電気工事従事者
176 飲料・たばこ検査従事者	215 電線架線・敷設従事者
177 繊維・衣服・繊維製品検査従事者	216 電気通信設備工事従事者
178 木・紙製品検査従事者	217 その他の電気工事従事者
179 印刷・製本検査従事者	(52) 採掘従事者
180 ゴム・プラスチック製品検査従事者	218 砂利・砂・粘土採取従事者
181 その他の製品検査従事者	219 その他の採掘従事者
(43) 機械検査従事者	<b>K 運搬・清掃・包装等従事者</b>
182 はん用・生産用・業務用 機械器具検査従事者	(53) 運搬従事者
183 電気機械器具検査従事者	220 郵便・電報外務員
184 自動車検査従事者	221 船内・沿岸荷役従事者
185 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	222 陸上荷役・運搬従事者
186 計量計測機器・光学 機械器具検査従事者	223 倉庫作業従事者
(44) 生産関連・生産類似作業従事者	224 配達員
187 画工・塗装・看板制作従事者	225 荷造従事者
188 生産関連作業従事者（画工・塗装・ 看板制作を除く）	(54) 清掃従事者
189 生産類似作業従事者	226 ビル・建物清掃員
<b>I 輸送・機械運転従事者</b>	227 廃棄物処理従事者
(45) 鉄道運転従事者	228 ハウスクリーニング職
190 鉄道運転従事者	229 その他の清掃従事者
(46) 自動車運転従事者	(55) 包装従事者
191 自動車運転従事者	230 包装従事者
(47) 船舶・航空機運転従事者	(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者
192 船長・航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	231 その他の運搬・清掃・包装等従事者
193 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	<b>L 分類不能の職業</b>
194 航空機操縦士	(57) 分類不能の職業
(48) その他の輸送従事者	232 分類不能の職業
195 車掌	
196 甲板員、船舶技士・機関員	
197 他に分類されない輸送従事者	